

## ソフトバンクグループ株式会社

第9回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

期間

35年

## 利率（年率/税引前） ※仮条件

当初5年

（2026年6月19日の翌日から2031年6月19日まで）

4.80%～5.60%

5年後以降の利率は1年ごとに改定

5年後以降～20年目まで

（2031年6月19日の翌日から2046年6月19日まで）

1年国債金利<sup>(※1)</sup>+当初スプレッド<sup>(※5)</sup>+0.25%

20年後以降～25年目まで

（2046年6月19日の翌日から2051年6月19日まで）

1年国債金利<sup>(※1)</sup>+当初スプレッド<sup>(※5)</sup>+0.30%

25年後以降～満期まで

（2051年6月19日の翌日から2061年6月19日まで）

1年国債金利<sup>(※1)</sup>+当初スプレッド<sup>(※5)</sup>+1.00%

(※1) 利率基準日<sup>(※2)</sup>のレートとして利率決定日（各利率基準日の翌銀行営業日）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」）に表示される1年国債金利

(※2) 各改定後利率適用期間<sup>(※3)</sup>につき、当該改定後利率適用期間<sup>(※3)</sup>の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日

(※3) 各利率改定日<sup>(※4)</sup>の翌日から次の利率改定日<sup>(※4)</sup>又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間

(※4) 2031年6月19日及びその1年後ごとの応当日

(※5) 当初5年の利率の決定時に適用される、5年国債の流通利回りへの上乘せ幅

## 募集要項

【発行価格】 額面100円につき100円

【条件決定日】 2026年6月5日

【申込単位】 額面100万円単位

【申込期間】 2026年6月8日～6月18日

【購入対象者】 一般投資家

【払込期日】 2026年6月19日

【格付】 BBB+（JCR）＜取得予定＞

【償還日】 2061年6月19日

【利払日】 毎年6月19日、12月19日

## 【利払繰延条項】

発行者は、その裁量により、本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができます。本社債につき繰り延べられた利息に係る未払い金額は、発行者がその裁量により、その全部又は一部を支払うことができます。

## 【期限前償還条項】

発行者は、2031年6月19日（初回任意償還日）及び初回任意償還日以降の各利払日に、発行者の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部の支払とともに期限前償還することができます。

※販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦ください



## ◆ ハイブリッド債について

本社債は、会計上は有利子負債である一方で、利息の任意繰延、超長期の償還期限、一般債務に比した劣後性など、資本に類似した性質及び特徴を有するため、債券と株式の性質を併せ持つという意味で一般的に「ハイブリッド債」と呼ばれています。

### ■ 債券としての性質

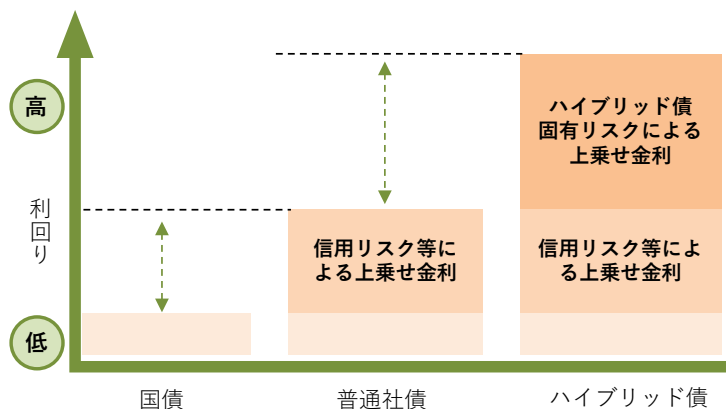
利率が定められており、満期や繰り上げ償還時に額面で償還されます。

### ■ 株式としての性質

利息の支払いや繰り上げ償還が見送ることができるなど、発行者にとって資本性があります。

### ■ 普通社債と比較して、相対的に利回りが高い傾向があります

理由として、信用リスクのほか、法的弁済順位が普通社債に劣後する点や、繰り上げ償還の延期や利息の支払いが繰延あるいは停止される可能性がある点など、ハイブリッド債固有のリスクの存在が挙げられます。



### ■ 資本性評価について

本社債は、信用格付業者である株式会社日本格付研究所（JCR）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（S&P）より、資本性評価を受ける予定です。資本性評価を受けると、信用格付業者が分析を行う際に、調達額の50%が資本として評価されます。

ただし、この資本性評価は5年目以降に50%から0%に低下します。



## ◆ 利払繰延条項について

発行者の裁量により、利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができます。

そのため、予定した本社債の利息収入の全部または一部を得られない可能性があります。

本社債が満期償還または期限前償還がされる場合には、繰り延べられた利息も同時に支払われます。

<p><b>利払任意停止</b></p>	<p>✓ 発行者は、ある利払日において、その裁量により、本社債の利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができます。利息の支払いが繰り延べられた場合は、利息の支払いが停止されている期間、予定していた本社債の利息収入の全部または一部を受け取ることができない可能性があります。</p>
<p><b>利払任意支払</b></p>	<p>✓ 発行者は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の一部または全部を支払うことができます。</p>
<p><b>利払強制支払</b></p>	<p>✓ 本社債の利息の支払いが繰り延べられた場合であっても、劣後株式または同順位証券について配当または利息の支払いが行われた場合には、原則として、発行者は、かかる支払いのあとに到来する本社債の利払日において、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額を弁済するため、実行可能な限りの努力を行います。</p> <p>✓ ただし、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部の支払を受けることができない可能性があります。</p> <p>「劣後株式」とは、優先株式以外の株式で優先株式などに劣後するものをいいます。</p> <p>「同順位証券」とは、優先株式および利息に係る権利ならびに償還もしくは返済条件が、本社債と実質的に同等のものまたは発行者の財務状況および業績に応じて決定される劣後債務をいいます。</p>

## ◆ 期限前償還条項について

本社債は35年満期ですが、発行者の裁量により、5年目（初回任意償還日）および5年目以降の各利払日に、期限前償還することができます。

期限前償還は発行者が任意に判断します。明確な基準があるわけではなく、様々な要因により決定され、期限前償還がされない場合もあります。

期限前償還がされた場合、期限前償還がされた日以降の金利収入を得られなくなります。

期限前償還理由	期限前償還日	期限前償還価額
発行者の裁量による期限前償還	5年目および以降の各利払日	各社債の金額100円につき 金100円
「税制事由」または 「資本性変更事由」が生じ、 かつ、継続している場合	5年目より前の日	各社債の金額100円につき 金101円
	5年目以降の日	各社債の金額100円につき 金100円

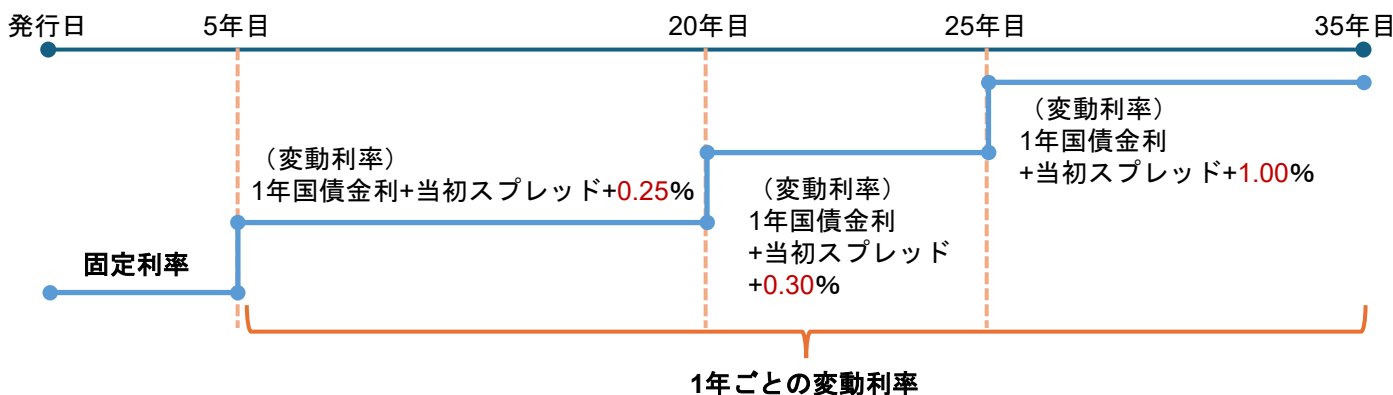
税制事由：本社債の利息が損金に算入されなくなる等、発行者にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされた場合

資本性変更事由：格付機関の資本性評価基準が変更となり、本社債の発行時点において想定されている資本性をより低いものとして取り扱うことを決定された場合

## ◆ 期限前償還がされなかった場合の利率について

期限前償還がされなかった場合、5年後以降の利率は1年ごとに改定されます。

毎年1年国債金利の変動に伴い利率が変動するため、1年ごとに改定される利率は、前年の利率を上回らない可能性があります。



## ◆ 劣後特約について

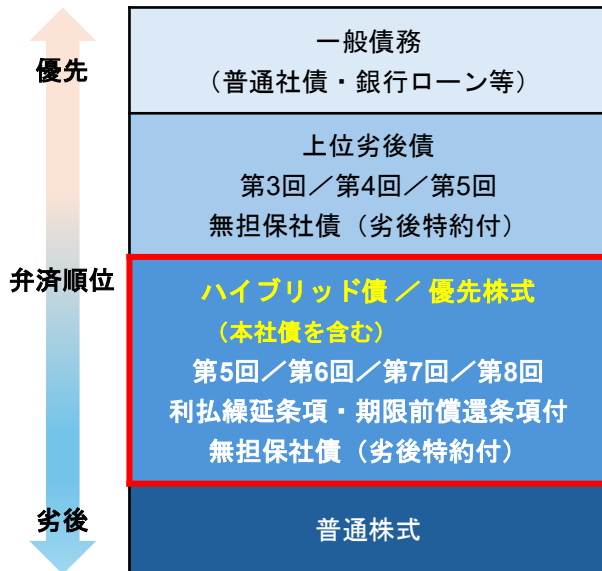
発行者に倒産等の「劣後事由」が発生し、それが継続している場合には、本社債よりも上位に位置する債務が全額弁済されるまで、元金金の支払いは行われません。このため、投資元本の全部または一部の支払いを受けられない可能性があります。

<弁済順位>

- 一般債務及び既存の劣後社債に対し劣後
- 優先株式及び既存のハイブリッド債と同順位

「劣後事由」とは、

- 清算手続が開始された場合
- 日本の裁判所が破産手続開始の決定をした場合
- 日本の裁判所が更生手続開始の決定をした場合
- 日本の裁判所が再生手続開始の決定をした場合
- 外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が開始された場合



### 【リスクについて】

- ・ 本社債の利息および償還金の支払いは発行者の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本社債の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 本社債の価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化(例えば格付業者による格付の変更)等により変動しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 劣後事由が発生した場合は、他の上位債務が全額弁済されるまで本社債の元利金支払いは行われません。

### 【手数料等諸費用について】

- ・ 本社債のお買付け時には、購入対価のみお支払いいただきます。

### 【国内における税制等について】

- ・ 個人のお客さまの場合、特定公社債の利子については20.315%の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。
- ・ 譲渡損益および償還差損益は20.315%の申告分離課税の対象となり、上場株式等（特定公社債等を含む）の利子、配当等および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、控除しきれない譲渡損失および償還差損は確定申告により翌年以降3年間の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 将来、税制が変更された場合は取扱いが異なる可能性がありますので、ご注意ください。

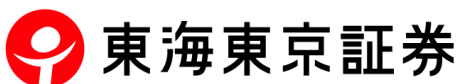
お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。

## 投資家の皆さまへ

### 債券投資の参考情報について

日本証券業協会では、投資家の皆さまが公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」および「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本証券業協会のホームページ<https://www.jsda.or.jp>）や一部の新聞等においてもご覧になれます。また、当社の店頭においても、これらの価格情報および取引所における約定価格（または最終気配）をお問い合わせいただけます。

目論見書のご請求・お申し込みは・・・



商号等：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者  
東海財務局長(金商)第140号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会、

一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本STO協会